令和5年度 事務事業評価シート(1)

[令和4年度事務事業]

			ゖゖゖヿ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙ヹゕ゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙				
一般会計			_		事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	消費者対策事業				事業番号	007-002	
担当部署名	市民人権	局	市民生活	部	消費生活1	センター	課

					I. 基本情	報					
事	業の位置	付け									
	I	施策	有·無	戦略	5.強くしなやかな都市基盤 ~Resili	ent \sim	施策	(5) 犯罪(のない安心して暮らせる地	域社会の実現	
	堺市基本	との 関連	有	取組の方向性							
	計画 2025	寄与	有·無	指標名		大阪重	点犯罪認知	口件数			
		2025 fo			1,195件(2019年)		900件(2025年)				
1		施策	有·無	ゴール	ゴール(16)平和と公正をすべての人	ΙC	ターゲット		16.4		
	堺市SDGs	との 関連	有	取組	消費	生活相談を	通した消費	者被害の	救済		
	未来都市計画	寄与	有·無	指標名	大阪重点犯罪認知件数※強制性交等、	強制わいせて	つ、公然わい	せつ、特殊	詐欺、自動車盗、車上ねら	い、部品ねらい	
	1100	する KPI	有	現状値	1,195件(2019年)		目標値		1,100件(2023年)		
2	関連計画			第3期	堺市消費者基本計画(計画期間:令	和3年度~	·令和7年度	₹)			
3	事業開始	年度			昭和 48 年度	点検	対象年度		令和 7 年度		
4	実施根拠 (根拠法		例等)	消費	者基本法、消費者安全法、堺市消費生活	舌条例 等		•			
事	業の概要	Į									
5	事業の実施 (実施主体			出先相	機関(消費生活センター)						
6	事業の対象	 象		^±					対象数	単位	
6	(対象とする	る人や物	、対象数	(主市)	民の消費生活	817,441 人					
7	事業の目に (事業実施	_	ざす状態)	安全・	・安心な消費生活を営むことができるくらしの)実現					
・消費生活の安全・安心の確保 事業内容 (目的を達成するための手 段) ・消費者の意思を表示する手段として「訪問販売お断りシール」の配布や、条例違反業 の適正化に向けた取組を実施。 ・消費者の自立支援 注意喚起情報を発信するだけでなく、消費者被害を未然に防止するための取組として ステージに応じた消費者教育・啓発事業を展開。 ・消費者被害の救済 消費生活の安全・安心を揺るがす多くの事態が発生していることから、消費生活センタによる相談業務を実施(年間約6,500件)。									目として、幼児期から高齢	期までのライフ	
	※国・府の施した内容						_				
9	主な支出先	(委託·補助	力金・負担金	等)			_				
10	公民連	携•協	働事業				_				

Ⅱ.事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定												
	成果指標(目的の達成状況を測定)	単位		実	績	目標	目標 点検対象年度					
	成未拍信(日刊の達成1人儿で別足)			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度					
	消費生活センターのあっせんによる相談		目標値	90	90	90	90					
	事案の解決率	%	実績値	89	91							
11	争系の胜大学		達成率	99%	101%							
	ングボンは使わった。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(相談者が事業	業者と交渉する際の手助	け)による問題解決を的	内確に行い、解決率の維	持・向上をめざすこと					
	当該指標を選定した理由	は、消費	は、消費者の利益の保護や被害の救済につながるため。									
	 目標値の設定根拠・算出方法	あっせんにより解決した苦情相談の件数÷あっせんを行った苦情相談の総件数。										
	日保恒000000000000000000000000000000000000		(第3期堺市消費者基本計画に基づき設定)									
	活動指標(成果を上げるための手段)	単位		実	績	目標						
	石動自保(成本で工がもための子校)	丰田		令和3年度	令和4年度	令和5年度						
	堺市特殊詐欺被害防止電話パトロー		目標値	_	500	500						
	ルによる架電で啓発を実施できた件数	件	実績値	-	431							
12	がによる未电し合先で夫心しさた什奴		達成率	_	86%							
		過去の相談者に対し直接注意を呼びかけることにより、効果的に特殊詐欺等被害の未然防止を図ることができるため。										
	当該指標を選定した理由	また、「特殊詐欺被害を受けている」「消費者トラブルにあっている」と分かった場合は、対応手段を伝えることで被害の防										
		止が期待できるため(令和4年度から当該指標を設定)。										
	目標値の設定根拠・算出方法	過去の実績に基づき設定。架電し、啓発を実施した件数。										

令和5年度 事務事業評価シート(2)

Ⅲ. 投入量

_								
事	業.	コスト			※当初予算には、前年	度からの繰越分を含む。	(単位:千円)	
		項目	令和2年度	令和3年度	令和4	令和5年度		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	決算	決算	当初予算 決算		当初予算	
	事	業費 (a)	67,667	89,578	61,328	57,604	61,238	
		国支出金	118		25	8		
13	財	府支出金	894	1,187	4,173	1,211	3,883	
	源	市債						
	内	その他 ()						
	訳	受益者負担金(使用料、手数料等)						
		一般財源	66,655	88,391	57,130	56,385	57,355	
14	人1	件費(b)	45,100	41,000	45,100	45,100	44,550	
15	年	間経費(c)=(a)+(b)	112,767	130,578	106,428	102,704	105,788	
事	業	費の内訳		(単位:千円)				

•	3 PRO COPE DE V										
		項目	年度		事業費	うち 一般財源	項目	年	度	事業費	うち 一般財源
		会計年度任用職員報酬	R4	決算	30,944	30,944	謝礼金 -	R4	決算	896	896
	事		R5	予算	31,911	31,911		R5	予算	1,224	1,224
		期末手当(会計年度任用職員)	R4	決算	5,815	5,815	通信運搬費	R4	決算	1,085	1,085
	兼	期本于3(云首牛皮作用嘅食 <i>)</i>	R5	予算	5,711	5,711	地名建洲莫	R5	予算	1,072	1,072
16	内訳	費用弁償(通勤費)	R4	決算	3,157	3,157	イベント運営等委託料	R4	決算	0	0
			R5	予算	3,046	3,046	1ハンド建呂寺安託科	R5	予算	1,522	22
		建物借上料	R4	決算	8,494	8,494	堺市特殊詐欺被害防止電話パトロール及び幼児・小学生・中学生・高校生	R4	決算	1,041	56
			R5	予算	8,494	8,494	への消費生活情報の提供	R5	予算	1,408	68
		廿 大	R4	決算	3,267	3,267	その他	R4	決算	2,905	2,671
		共益費	R5	予算	3,267	3,267	 てい1	R5	予算	3,583	2,540

IV. 事業の効率性

単位当たり経費

		区分	単位	令和3年度	令和4年度	
	1	消費生活センターのあっせんによる相談事案の解決件数	肖費生活センターのあっせんによる相談事案の解決件数 件 81:			
17	2	上記①にかかる年間経費	千円	4,111	5,230	
	3	単位当たり経費 (②÷①×1,000円)	円/単位	5,057	4,901	
	備老	(算出についての説明等) あっせん相談で解決した事案1件にかかる終	『費を算出。②=(あっせん	件数÷相談件数)×(相談担当経費[人件積	うさ1×0.87[相談業務に携わる割合])	

V. 評価

費用対効果に係る所見

消費者安全法で定める有資格者の人材配置を図り、国民生活センターにおける専門研修や、大阪府主催の研修、大阪弁護士会との共同事例研究会など、消費生活相談員の研修参加機会を積極的に確保した。

消費生活相談に係る知見の修得や相談スキルの向上を図ったことにより、相談事案の解決件数の増加及び単位当たりの経費圧縮にも寄与しており、事業目的を効率的に達成することができたものと考えられる。

KPI等への寄与(基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか)

消費者の様々な需要に応じた商品・サービスが提供され、利便性や選択肢が拡大する一方、高齢化の進行やスマートフォン等の情報通信手段の発達による高度情報通信社会の進展等、消費者を取り巻く社会情勢の急激な変化によって、インターネット関連のトラブルをはじめとする新たな消費者問題が発生している。

消費者問題が一層複雑化する中で、消費生活相談員による相談業務の実施や、様々な消費者教育啓発業務の展開、また取引の適正化に向けた条例違反業者に対する指導業務の実施などが消費者の利益の保護や被害の救済につながっており、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与していると考える。